

様式第十七（第6条関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和5年7月19日

2. 認定新技術等実証実施者の名称
日本コカ・コーラ株式会社 代表取締役社長 ホルヘ・ガルドゥニョ

3. 認定新技術等実証計画の目標

清涼飲料水は、食品表示法に基づき定められる食品表示基準、資源有効利用促進法に基づき定められるポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令及び計量法において、必要な製品情報の表示事項が定められており、多くのPETボトル飲料製品は、製品情報を表示したラベルをPETボトル本体に貼付している。

本実証では、自動販売機でラベルレス製品を販売するに当たり、製品情報を自動販売機自体に表示することにより、消費者が現状のラベル付き製品（以下「通常製品」という。）と同等の製品情報を認識でき、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保を妨げないことを確認する。

4. 認定新技術等実証計画の内容

- (1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

製品情報を自動販売機自体に表示することにより、屋内外の自動販売機で複数のラベルレス製品を販売する。

- (2) 産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

オフィスに設置した、特定の少人数しかアクセスできない（一般消費者がアクセスできない）自動販売機で、1種類のラベルレス製品（ナチュラルミネラルウォーター製品）を無償提供する。

なお、ラベルレス製品の提供に当たっては、通常製品と同等程度消費者が認識できるよう自動販売機自体に製品情報を表示する。

また、実証を実施している自動販売機の脇では、キャップとボトル本体を分別回収可能にするためにリサイクルボックスとキャップ回収ボックスを設置して分別排出の促進を促す。

- (3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

消費者が、食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に必要な情報を認識できているかをアンケートによって確認する。また、実証対象フロアのリサイクルボックスに廃棄された空容器を回収し、PETボトルのラベルの有無を確認することにより、消費者意識の変化を検証する。具体的には、消費者は通常製品よりもラベルレス製品を求めていること、通常製品のみ提供した場合よりも、ラベルレス製品と並行して提供した通常製品の方が、ラベルが剥がされている割合が高いという仮説を検証する。

5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間

認定後、実証開始の準備が整ってから6か後の日が属する月の末日まで

(2) 実施場所

森ビル株式会社（以下「森ビル」という）本社オフィス（東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー）

6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

(1) 参加者等の範囲

- ・森ビル
- ・森ビル本社オフィス従業員

(2) 参加者等の同意の取得方法

- ・森ビルに対しては、事前に説明し、認定証を提示した上で、実証に関して書面で同意を得る。
- ・森ビル本社オフィス従業員に対しては、事前にメールで説明し、メールの投票機能により同意を得る。

7. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○食品表示法（抄）

第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。）の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）、健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）及び日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

○計量法（抄）

第十三条 政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封（商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。以下同じ。）をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定による表記には、表記する者の氏名又は名称及び住所を付記しなければならない。

○資源の有効な利用の促進に関する法律（抄）

第二十四条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者（その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。）が遵守すべき事項

2 (略)

○ポリエチレンテレフタレート製の容器であって、飲料又は特定調味料が充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令（抄）

第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器（内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。）であって、飲料（酒類を含む。以下同じ。）又は特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。以下同じ。）が充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抄）

第二条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

2～13 （略）

8. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容なし